

# こうつう きそく かほん 交通の規則を書いた本



## ★車を運転するときは

- 運転免許証が必要で
  - 酒を飲んではいけません。
- 守らないと警察に捕まります。罰を受けます。

## ★自分の車を持つ(買う)ときは

- 自動車検査証(=車の検査が終わったことが書いてある紙)が必要です。
  - 自動車損害賠償責任保険(=車を運転するときに必ず入る保険)に入っていること。
- ※任意保険(対人・対物)(=自分で考えて入る保険)  
交通事故で人にけがをさせたとき物を壊したときにお金が払われます。

## ★事故を起こしたときは

- 必ず110(=警察の電話番号)に電話をしてください。
- けがをした人がいるときは必ず119(=救急車(=けがや病気の人を急いで病院に運ぶ車)の電話番号)に電話をして救急車を呼んでください。
- 必ず警察の人と救急車が来るまで待っていてください。

# 交通規制<=車や 自転車で 道を 走るときの 約束>

やくそく まも ばつ う  
約束を 守らないと 罰を 受けます。  
やくそく まも し こ お  
約束を 守らないと 事故が 起きます。  
かなら やくそく まも  
必ず 約束を 守って ください。



## 日本の標識<=規則が 書かれた 平らなもの>など

### ★信号機



かなら しんごう まも  
必ず 信号を 守って  
ください。  
まも おお し こ  
守らないと 大きな事故が  
起きます。

### ★進入禁止



しん にやう きん し  
車で ここから先へ 進んでは  
いけません。

### ★踏切警報機



ふみきりけいほうき  
おと せん ろ  
音が 鳴ったら 線路を  
渡っては いけません。  
でんしゃ とお  
電車が 通るのを 待つて  
ください。

### ★一時停止



いちじていし  
①道の 白い線で 必ず  
と 止まって ください。  
②右と 左を 見てから  
すす 進んで ください。

### ★速度規制



●道路標識

くるま うんてん ひょうしき  
車を 運転する ときは 標識  
<=規則が 書かれた 平らなもの>や  
みち か 数字より  
道に 書かれている 数字より  
はや 速く 走っては いけません。  
すうじ  
数字が ないときは 60km/hより  
はや 速く 走っては いけません。

※50ccの バイクは 30km/hより  
はや 速く 走っては いけません。

- 道路標識<=平らなものに  
書かれた 規則> 50<=50km/h>
- 道路標示<=道に 書かれた 規則>  
30<=30km/h>

### ★指定方向外進行禁止



ししていほうこうがいしんごうきんし  
矢印の 方向だけへ  
すす 進むことが できます。

### ★駐停車禁止



ちゆうていしゃきんし  
すこしの時間でも 車を 停める  
ことが できません。



●道路標示



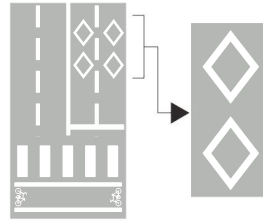
★**駐車禁止**  
 長い時間 道に 車を  
 停めては いけません。  
 他の車が 通れません。  
 事故が 起きることが  
 あります。



★**車輛通行止め**  
 車や 自転車は 通れません。  
 人だけ 通ることが  
 できます。  
 ちがう道を 通って ください。



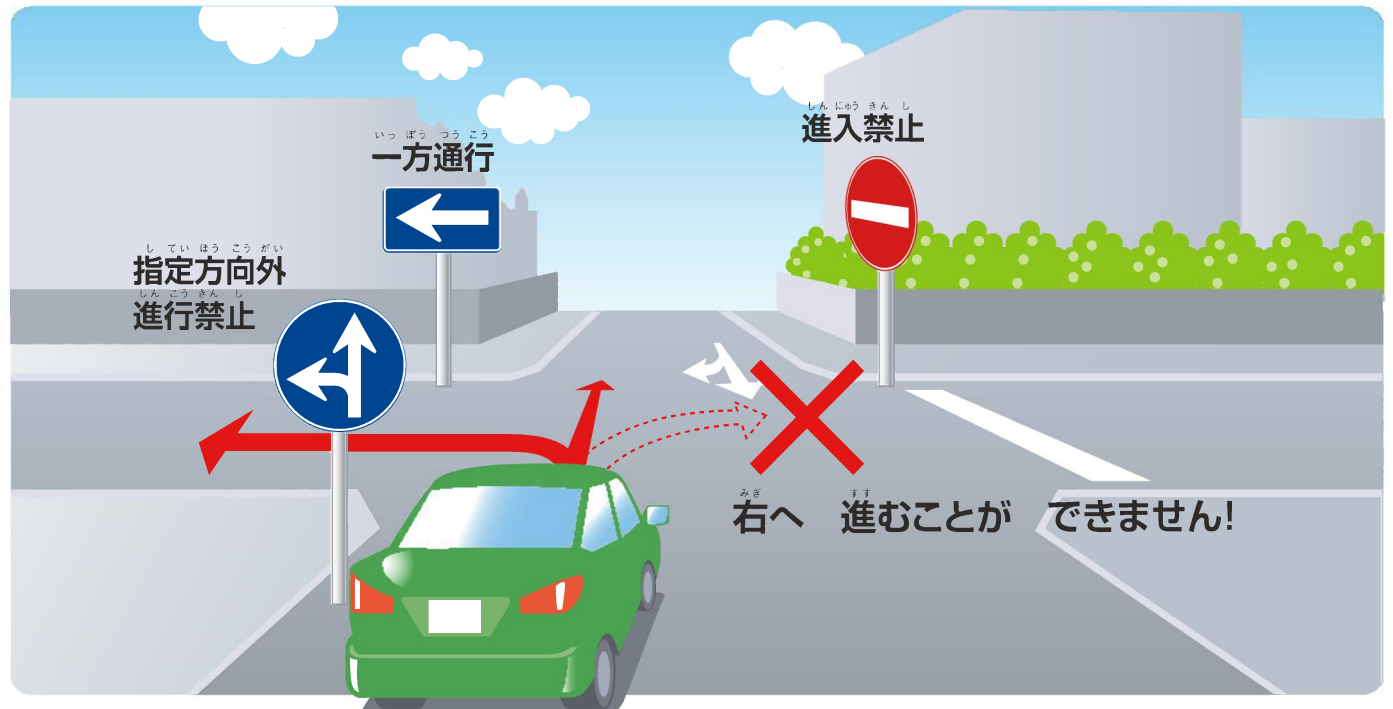
★**徐行**(=すぐに 止まる  
 ことが できる 速さ)  
 先へ 進むと あぶない  
 ところがあります。  
 ゆっくり 走って ください。

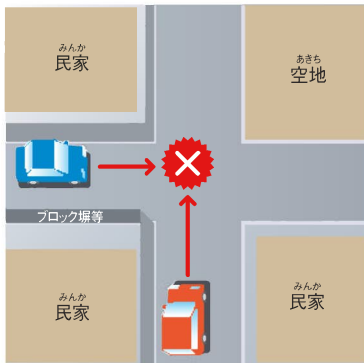


★**横断歩道または  
 自転車横断帯あり**  
 この先に 横断歩道(=人が  
 渡る 場所)が あります。  
 この先に 自転車横断帯  
 (=自転車が 渡る 場所)が  
 あります。



★**一方通行**  
 矢印の 方向しか 進むことが  
 できません。





## 1 まわりがよく見えない 交差点(=道と道が)かさなる場所

### ★事故を起こさないためにすること

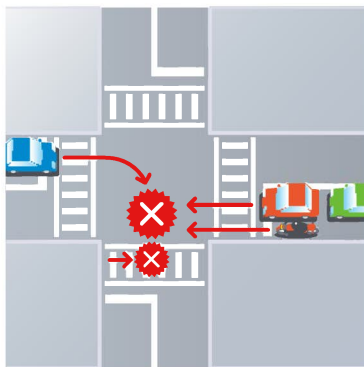
- 前や右、左から車が来るかもしれないと考えることが大切です。
- まわりをよく見てください。
- すぐに止まれる速さで走ってください。



## 2 一時停止標識がある交差点

### ★事故を起こさないためにすること

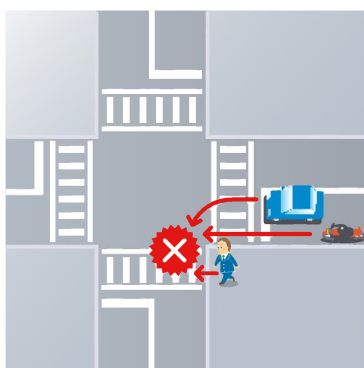
- 一時停止標識(=「止まれ」のしるし)を見つけてください。
- ①道の白い線で必ず止まります。
- ②まわりがよく見えるところまでゆっくり進みます。
- ③もう一度止まってまわりをよく見ます。



## 3 右へ曲がるときの事故

### ★事故を起こさないためにすること

- 前から走ってくる車やバイクに注意してください。
- 対向渋滞車両(=反対の道で並んで止まっている車)の横から自転車やバイクが走ってきます。
- 道を渡っている人に注意してください。



## 4 左へ曲がるときの事故

### ★事故を起こさないためにすること

- ①すぐに止まれる速さで走ります。
- ②左へ曲がる前に道の左へ寄ってください。
- ③左へ曲がる前に左の後ろから車やバイクが来ていないか見ます。
- ④道を渡る人に注意してください。

そと くら ひか からだ つ  
外が 暗くなってきたら 光るものを 体に 付けて ください。



ひか よる とお み  
光るものは 夜でも 遠くから よく見えます。

★車を 運転している人は 100m先の 光るものが 見えます。  
※60km/hで 走っている車は 止まるまでに 44mくらい 進みます。

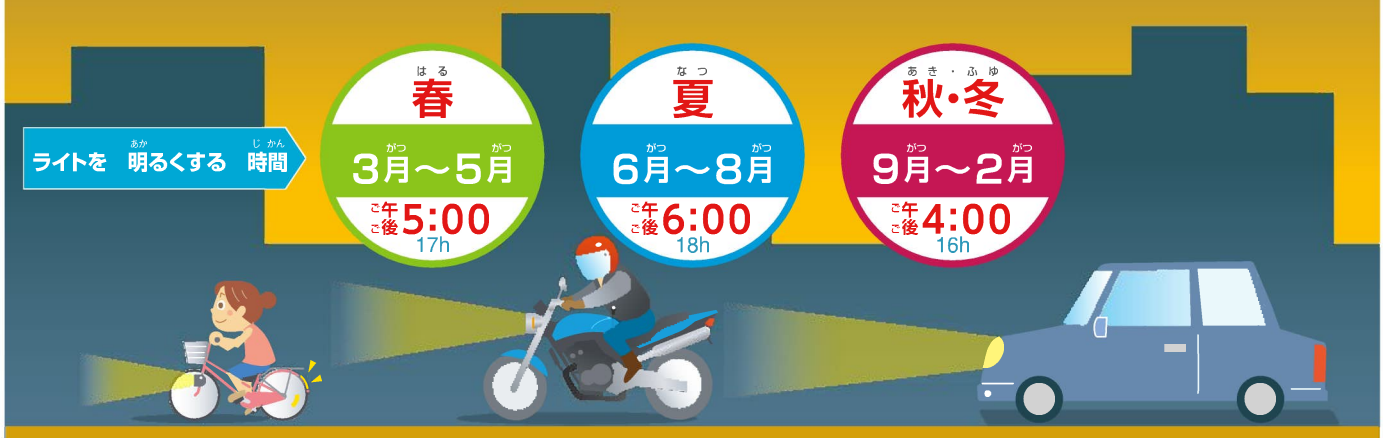


そと くら くるま あか  
外が 暗くなってきたら、車の ライトを 明るくして ください。



〜事故は 夕方に 多く 起きています〜

★夕方には 車も バイクも 自転車も ライトを 明るくして ください。



# 事故が起きたら すること



★交通事故を起こした人の罰は法律(=日本の規則)で決まっています。

日本人も外国の人も同じ罰です。

★交通事故を起こしたら必ず警察に連絡してください。

けがをした人がいたらすぐに救急車を呼んでください。

事故の場所から逃げると罰が重くなります。



## 119(=救急車の電話番号)に電話をして救急車を呼んでください。

①けがをした人を安全な場所に動かしてください。

②その後救急車を呼んでください。

警察の人はやさしいです。  
必ず警察に電話をしてください。



## 携帯電話でも警察(110)に電話ができます。

### 警察の人に話すこと

- 交通事故の日にちと時間
- 交通事故の場所
- 何と何がぶつかった?
- けがをした人は話ができるのか?
- 自分の住んでいる場所、自分の名前、自分の電話番号

※日本語を話すことができないときはあなたのそばにいる日本の人に警察へ電話してもらってください。

## 自転車に乗る時の規則

自転車保険(=自転車で事故を起こした時などに自分の代わりに相手にお金を払ってもらえるしくみ)に入ってください。



### ★自転車安全利用五則(=自転車に乗るときの5つの約束)

1 自転車は車が通る道を走ります。

2 道の左はしを走ります。

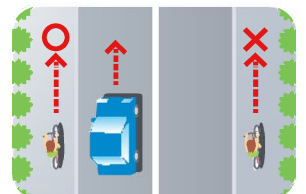
5 子供はヘルメットをかぶってください。

3 歩道(=歩く人のための道)は車の道に近いところを走ります。歩く人のためにいつでも止まれる速さで走ってください。  
※自転車が走ることができる歩道があります。

4 乗るときの約束を守ってください。

- 酒を飲んだら乗らない。
- 自転車の後ろに人を乗せない。
- 横に並んで走らない。
- 夜はライトを明るくする。
- 信号を守る。
- 交差点(=道と道がかさなる場所)は止まってまわりをしっかりと見る。

★歩道(=歩く人のための道)がない道路では自転車は左の路側帯(=道路のはしに書いてある白い線の外の場所)を走ります。



外国の人が 日本の 運転免許を もらうためには 試験を 受けます。 下の図を 見て ください。



自分の国の 運転免許証を 持っていますか？

- 本物の 運転免許証が 必要です。
- 自分の国の 運転免許証を もらってから 3か月以上 自分の国で 生活している。

はい

自分の国の 運転免許があれば 全ての 試験を 受けなくても 日本の 運転免許が もらえます。

いいえ

運転を 教えてくれる 人は いますか？

はい

試験を 受けます。

- 紙で 質問に 答える 試験と 運転をする 試験を やります。

詳しくはこちらから →



いいえ

指定自動車教習所(=車の 運転を 教えてくれる 場所) へ 行ってください。

★わからないことが あるときは 下の 運転免許センターに 電話をして ください。(日本語だけ です。)

- 東部運転免許センター TEL.055-921-2000 (沼津市足高字尾上241-10)
- 中部運転免許センター TEL.054-272-2221 (静岡市葵区与一6-16-1)
- 西部運転免許センター TEL.053-587-2000 (浜松市浜北区小松3220)

★自転車の違反(=規則を 守らないこと)を した人は 「自転車運転者講習」(=自転車の 規則を 勉強する会)を 受けなければ いけません。「自転車運転者講習」を 受けないと 一番多くて 5万円を 払うことが あります。

「自転車運転者講習」を 受ける 必要がある人

- 14歳以上の人
- 3年の間に 2回以上 規則を 守らなかった人

しては いけない こと

- 信号を 守らない
- 走ってはいけない 場所を 走る
- 止まる場所で 止まらない
- 酒を 飲んで 運転をした
- ブレーキが 弱い ブレーキが 付いていない 自転車を 運転した などです。

「自転車運転者講習を 受けて ください」という 知らせが あります。



自転車運転者講習を 受けるとき

- 時間：3時間
- お金：6,000円

受けない場合

- 一番多くて 5万円を 払います。



★車や バイクを 運転するときは 運転免許が 必要です。無免許運転(=運転免許を  
もらわずに 運転すること)を すると 警察に 捕まります。

- 刑務所(=警察に 捕まった人が 行くところ)に 入ることが あります。
- 一番多くて 50万円を 払うことが あります。

★無免許運転(=運転免許を もらわずに 運転すること)をする かもしれない人に 車や  
バイクを 貸しては いけません。車や バイクを 貸した人も 警察に 捕まります。

- 一番長く 3年間 刑務所(=警察に 捕まった人が 行くところ)に 入ることが あります。
- 一番多くて 50万円を 払うことが あります。

★無免許運転(=運転免許を もらわずに 運転すること)をする人の 車に 乗っては  
いけません。無免許(=車や バイクの 運転免許を 持っていないこと)の人に 運転を  
お願いして 一緒に 車に 乗ると 警察に 捕まります。

- 一番長く 2年間 刑務所(=警察に 捕まった人が 行くところ)に 入ることが あります。
- 一番多くて 30万円を 払うことが あります。

★無免許(=車や バイクの 運転免許を 持っていないこと)の人に 車や バイクを 運転する  
ように 言っては いけません。無免許(=車や バイクの 運転免許を 持っていないこと)  
の人が 車や バイクを 運転しようとしたら 警察に 連絡をして ください。運転するよう  
に 言うと 警察に 捕まります。

- 一番長く 3年間 刑務所(=警察に 捕まった人が 行くところ)に 入ることが あります。
- 一番多くて 50万円を 払うことが あります。

★悪いことをして 運転免許証を もらっては いけません。

- 他人の名前で 試験を 受けては いけません。

無免許

だめ

★悪いことをして 運転免許証を もらうと 警察に 捕まります。

- 一番長く 3年間 刑務所(=警察に 捕まった人が 行くところ)に 入ることが あります。
- 一番多くて 50万円を 払うことが あります。



編集発行 静岡県くらし交通安全課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

電話番号：054-221-2549 FAX：054-221-5516

E-mail：kurashi-kotsu@pref.shizuoka.lg.jp



2022.2 初版